

あなたの
夢を描きませんか？

114スピード住宅ローン
グッドチョイス
G o o d C h o i c e



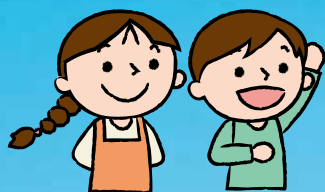
百十四銀行の **団体信用生命保険**について

引受保険会社：カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社

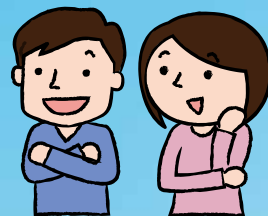


いい出会い ふくらむ未来

百十四銀行



住宅ローンには
疾病保障が付く方がいいなあ。



私たち ローン
アドバイザーが
ご案内します。

もしもの時には、
住宅ローン残高が0円に
なるので安心です。

死亡・高度障害に加え

ガン(悪性新生物) と診断された場合^(注1)

脳卒中、急性心筋梗塞

で所定の状態^(注2)が
60日以上継続
した場合

高血圧症、糖尿病、肝硬変、
慢性腎不全、慢性膵炎

で就業不能状態^(注3)が
12カ月を超えて
継続した場合

住宅ローン残高が

0円

になります

住宅ローン残高が0円となるには所定の制限条件があります。

ガン先進医療特約

ガンを原因とする先進医療の技術
料を保障
(1回の療養につき最大500万円)

通算1,000万円
まで保障

上皮内ガン・皮膚ガン保障特約

この特約の責任開始日以降の保険期
間中に上皮内ガン、生まれて初めて
皮膚ガンに罹患し診断確定されたら

30万円
を保障

(注1)「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。

(注2) 所定の状態とは次の状態をいいます。「労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合(急性心筋梗塞)」、または「言語障害、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続した場合(脳卒中)」

(注3) 就業不能状態とは被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。

百十四銀行の住宅ローン これがオススメ!の理由です。



団体信用生命保険に充実したプランをご用意しております!

※新規でご利用いただき、百十四総合保証㈱の保証を受けられる方で、カーディフ生命保険株式会社及びカーディフ損害保険株式会社の保険商品をご利用になる方が対象となります。



ガン保障プラン

3P

上乗せ金利: 年0.10%

ご加入時の年齢: 満20歳以上満50歳以下



3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン

4P

上乗せ金利: 年0.20%

ご加入時の年齢: 満20歳以上満45歳以下



引受条件緩和型プラン

5P

上乗せ金利: 年0.30%

ご加入時の年齢: 満20歳以上満50歳以下

※「ガン保障特約」「3大疾病+5疾患保障」との併用はできません。



失業信用費用保険がついてきます。

5P

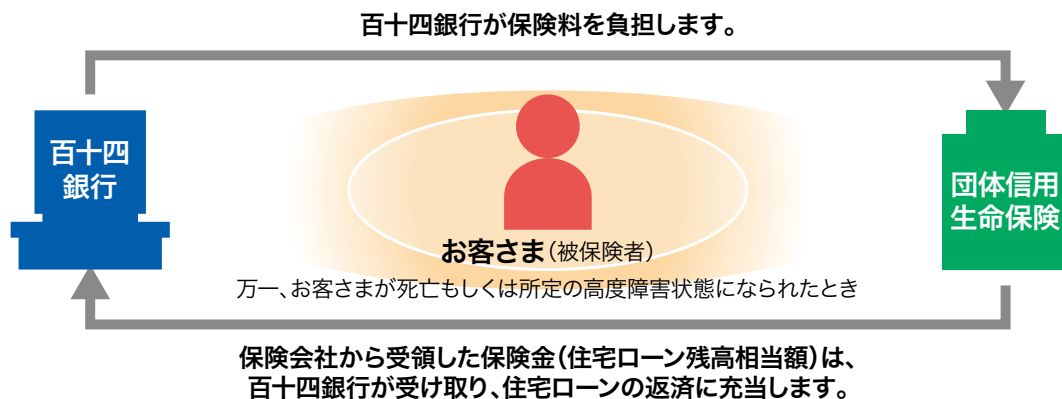
上乗せ金利: なし

ご加入時の年齢: 満20歳以上満50歳以下

※「失業信用費用保険のみ」のプランもご用意しております。

団体信用生命保険とは

- 団体信用生命保険は、百十四銀行が保険契約者となり、住宅ローンご利用の方を被保険者とする生命保険です。
- 住宅ローンの返済途中で万一、死亡もしくは高度障害になられた場合に、お客さまに代わって住宅ローン残高を支払うというものです。
- 保険料は、百十四銀行が負担します。別途お支払いいただくことはありません。

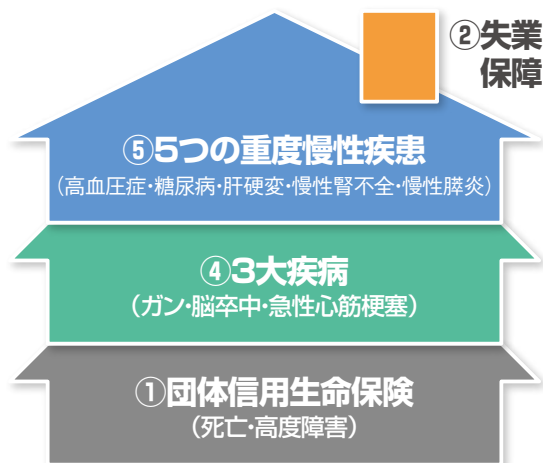


選べる保障プラン

ガン保障プラン(ガン保障のみ)



3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン



① 団体信用生命保険(基本保障)

死亡または高度障害状態になられた場合、住宅ローン残高相当額が『保険金』として支払われ、返済に充当されます。

② 失業保障(基本保障)

非自発的な事由により失業した場合、最長6カ月のローン返済が保障されます。

ガン先進医療特約・上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 つき

③ **ガン保障特約**(「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。)ガンと診断された場合、住宅ローン残高相当額が『診断給付金』として支払われ、返済に充当されます。

ガン先進医療特約・上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 つき

④ 3大疾病(ガン・脳卒中・急性心筋梗塞)保障

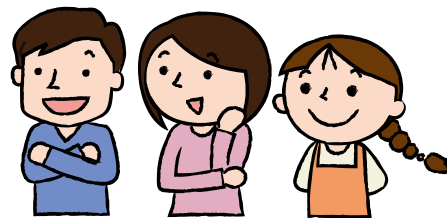
「ガン」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」と診断され、所定の支払事由に該当された場合、住宅ローン残高相当額が『診断給付金』として支払われ、返済に充当されます。

⑤ 5つの重度慢性疾患保障

「5つの重度慢性疾患」と診断され、所定の支払事由に該当された場合、住宅ローン残高相当額が『債務繰上返済支援保険金』として支払われ、返済に充当されます。

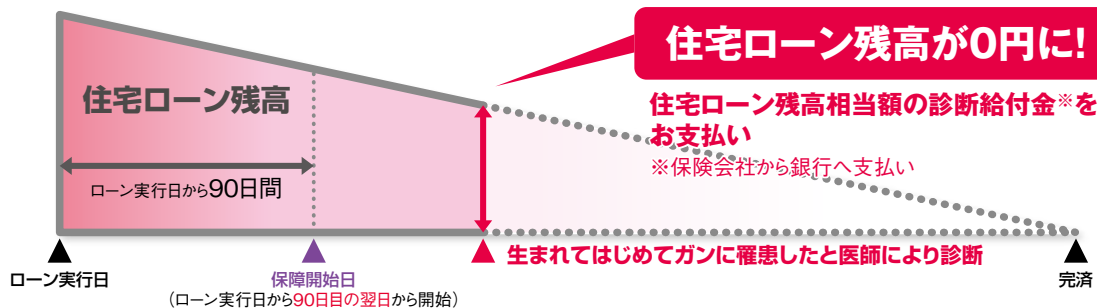
各種保障について

ガン保障



●診断給付金の支払事由

特約の保障開始日以降、生まれて初めて「ガン(悪性新生物)」に罹患(りかん)し、医師により診断確定された場合、住宅ローン債務残高相当額が診断給付金として銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。



診断給付金が支払いされない場合

- ローン実行日から90日以内にガンに罹患(りかん)していたと診断された場合
- ローン実行日以前またはローン実行日から90日以内にガンに罹患していたと保障開始日以降に診断された場合
- 「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。
- 住宅ローン実行日以前にガン(悪性新生物)に罹患(りかん)したことのある方はご加入いただけません。

ガンの治療をサポート!

ガン先進医療の技術料を

1回の療養につき
最大500万円 通算最大 **1,000万円**まで保障します。

●ローン実行日から91日目以降に、生まれて初めてガンに罹患し、診断確定され、所定の先進医療を受けたとき、または生まれて初めてガンに罹患し、所定の先進医療による療養により診断確定されたとき、技術料と同額(1回の療養につき500万円、通算1,000万円を限度)をお支払いします(陽子線治療など、公的医療保険では対象とならない高額な治療に備えることができます)。◆お借入主がガンに罹患したことで、ローンが完済となり、保険契約が終了した後でも、ガン診断確定日から1年の間にそのガンを直接の原因として先進医療を受けた場合は、給付金をお支払いします。◆保障開始日は、お借入日から91日目となります。保障開始日前に罹患したガンは医師による診断確定が保障開始日以降であっても保障対象となりません。◆次の費用は対象外です。●公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担分を含む)●先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療に係る技術料以外の費用◆同一被保険者につき1口のみご加入できます。

ガンと診断後、ガン先進医療を受けた場合にその先進医療費用を1年間保障。



■先進医療とは? 先進医療とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)及び実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●厚生労働大臣が定める先進医療及び先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、診療所は、随時見直しされるため、療養を受けた日時点で該当しない場合は、給付金のお支払い対象にはなりません。

■先進医療に係る費用は通常、全額自己負担 先進医療を受けた時の費用は、「先進医療に係る費用(技術料)」と一般の保険診療と共通する費用(診察・検査・投薬・入院料等)に分けられます。「先進医療に係る費用(技術料)」は通常、患者が全額自己負担することになります。

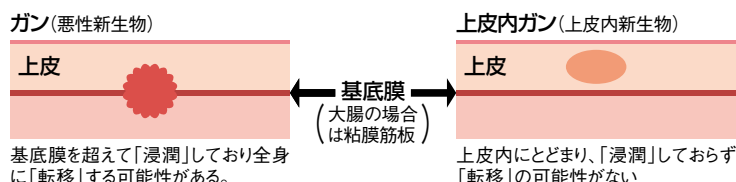
これまで保障対象外だったガンを追加

上皮内ガン・皮膚ガンと診断されたら

保険金額 **30万円**をお支払いします。

●ローン実行日から91日目以降に、①上皮内ガンに罹患し、診断確定されたとき、または②生まれて初めて皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき、保険金30万円をお支払いします。【お支払いはお借入期間を通じて1回のみです】◆保障開始日は、お借入日から91日目となります。保障開始日前に罹患した上皮内ガン・皮膚ガンは医師による診断確定が保障開始日以降であっても保障の対象となりません。◆保障開始日前に生じた上皮内ガンを原因として診断確定を受けた場合でも、保障開始日からその日を含めて2年を経過した後に診断確定を受けたときは、その診断確定は保障開始日以後の原因によるものとみなしお支払いします。◆同一被保険者につき1口のみご加入できます。

■「ガン(悪性新生物)」と「上皮内ガン」は区別されている。(イメージ図)



■なぜこれまで「対象外」だった? 上皮内ガン(大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路・乳管等の非浸潤ガンを含む)及び皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く)は、**切除して完治することの多いガン**です。ですから、ガンが他に転移したり、長期的な治療となることも少ないため、これまで保障の対象になっていませんでしたが、百十四銀行の住宅ローンこれらのガンも保障の対象とし、**すべてのガンに保障範囲を拡大しました!**



脳卒中・急性心筋梗塞保障

●就業不能信用費用保険金の支払事由

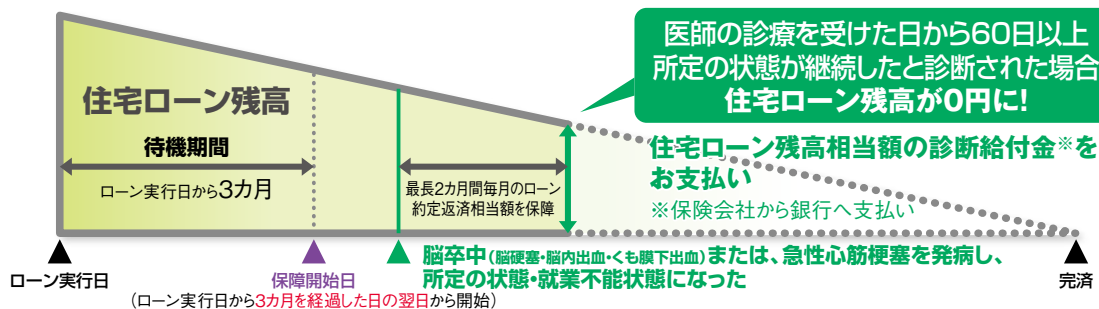
保障開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により、就業できない状態※となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長2カ月(保障期間を通過して36カ月〈支払限度期間〉)を限度として毎月のローン返済相当額が保険金として銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。

※就業できない(就業不能)状態: 被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。

●診断給付金の支払事由

保障開始日以降に「脳卒中」または「急性心筋梗塞」を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上所定の状態※が継続したと医師によって診断された場合、その時点での住宅ローン債務残高相当額が診断給付金として銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。

※所定の状態: 「労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合(急性心筋梗塞)」, または「言語障害、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続した場合(脳卒中)」



診断給付金・就業不能信用費用保険金が支払いされない場合

- ローン実行日から3カ月以内に脳卒中・急性心筋梗塞を発病した場合
- 急性心筋梗塞で初めて医師の診療を受けた日から60日以内に労働制限が必要なくなった場合(診断給付金)
- 脳卒中で初めて医師の診療を受けた日から60日以内に後遺症がなくなった場合(診断給付金)
- 就業不能状態となつてから、ローンご返済日前にその状態ではなくなった場合(就業不能信用費用保険金)



5つの重度慢性疾患保障

●就業不能信用費用保険金の支払事由

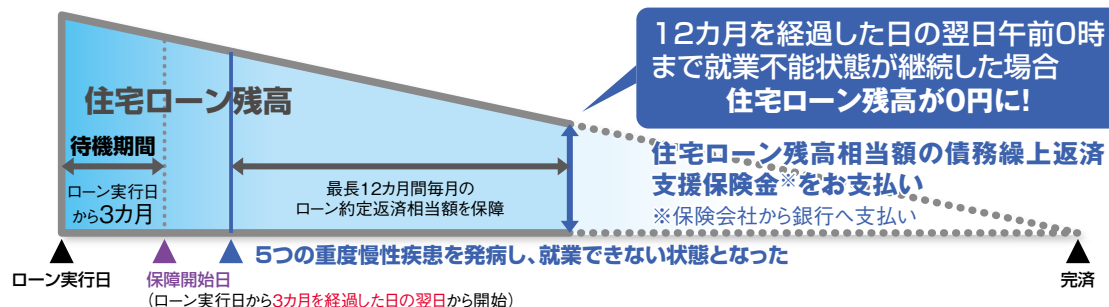
保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・肝硬変・慢性腎不全・慢性膵炎)により、就業できない状態※となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12カ月(保障期間を通過して36カ月〈支払限度期間〉)を限度として毎月のローン返済相当額が保険金として銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。

※就業できない(就業不能)状態: 被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。

●債務繰上返済支援保険金の支払事由

保障開始日以降に5つの重度慢性疾患(高血圧症、糖尿病、肝硬変、慢性腎不全、慢性膵炎)により就業できない状態※となり、その日から12カ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での住宅ローン債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。

※就業できない(就業不能)状態: 被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。



債務繰上返済支援保険金・就業不能信用費用保険金が支払いされない場合

- 5つの重度慢性疾患以外で就業不能状態となった場合
- ローン実行日前の発症により就業不能状態となった場合およびローン実行日から3カ月以内に就業不能状態となった場合
- 就業不能状態となつてから、12カ月以内に就業不能状態ではなくなった場合(債務繰上返済支援保険金)
- 就業不能状態となつてから、ローンご返済日前にその状態ではなくなった場合(就業不能信用費用保険金)

引受条件緩和型プラン

血糖値や血圧など、健康上の理由で従来の団体信用生命保険にご加入できず、住宅ローンを利用できなかったお客さまを対象とした、一定範囲内で保険加入と住宅ローンをご利用いただける新しい団体信用生命保険です。
たとえば、糖尿病・肝機能障害・高血圧症などの病気で従来の団体信用生命保険にご加入できず住宅購入をあきらめていたお客さまにもご検討いただけます。

※本保険は、住宅ローンをご利用の際に加入いただく団体信用生命保険です。通常よりも引受範囲が広い設定ですが保険加入にあたっては、原則、医師による健康診断と保険会社の事前査定が必要です。

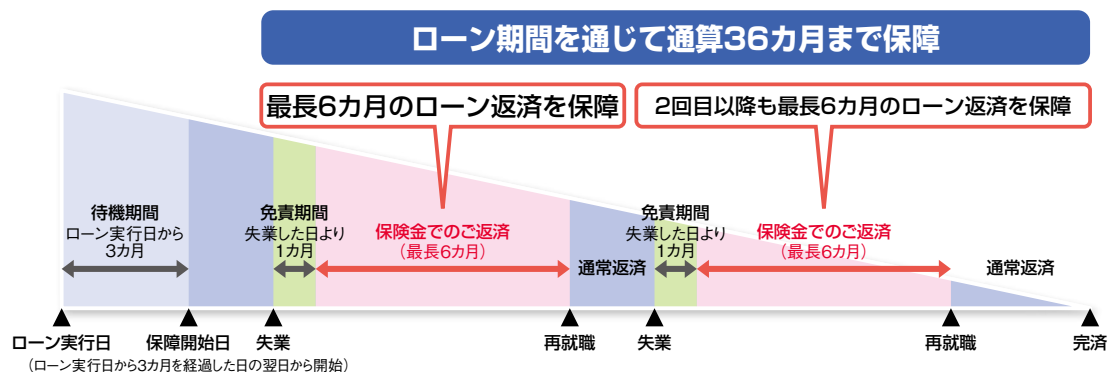
※過去の病歴や現在の健康状態により、保険会社が団体信用生命保険のご加入をお断りし、ローンの利用が出来ない場合があります。

失業信用費用保険

住宅ローンご返済中に勤務先の倒産、会社事由の解雇・希望退職の募集などの非自発的事由により失業した場合、1回の失業にあたり最長6カ月間（保障期間を通過して最大36カ月）、毎月のローン返済額相当額が保険金として銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。

※自営業者等の方は、本人の責めに帰すべき事由に依らない、やむを得ない事情により廃業する場合等に保険金が支払われます。

※その他、所定の適用条件があります。



※各ご利用プランの保障内容詳細はP8～P9をご覧ください。



返済プラン (例)

例えば… 借入金額:1,000万円、借入期間:35年、返済方法:元利均等返済(毎月返済のみ)の場合
※返済期間中、ご融資金利が変わらないものと仮定して試算しています。
※表示金利は2019年3月の適用金利です。

ガン保障プラン(ガン保障のみ)

ご融資金利は当行所定の
住宅ローン金利 + 年0.10%となります。

3大疾病+5つの重度慢性疾患保障プラン

ご融資金利は当行所定の
住宅ローン金利 + 年0.20%となります。



ガン保障特約なし

住宅ローン
年1.45%
(10年固定金利)

毎月の
返済額 30,374円

ガン保障特約あり

年0.10%

住宅ローン
年1.45%
(10年固定金利)

毎月の
返済額 30,863円

3大疾病プラス
5つの重度慢性疾患
保障なし

住宅ローン
年1.45%
(10年固定金利)

毎月の
返済額 30,374円

3大疾病プラス
5つの重度慢性疾患
保障あり

年0.20%

住宅ローン
年1.45%
(10年固定金利)

毎月の
返済額 31,358円

月々 489円 で安心をプラス

月々 984円 で安心をもっとプラス

- 住宅ローンをご利用いただいているお客さまが保障開始日以降、「3大疾病(ガン・脳卒中・急性心筋梗塞)」または「5つの重度慢性疾患」を発病(または罹患)し、所定の支払事由に該当された場合、その時点での住宅ローン債務残高相当額が「診断給付金」または「債務繰上返済支援保険金」として保険会社より百十四銀行に支払われ、その結果、その時点以降のお客さまの住宅ローン債務残高は0円になります。
- また、ローン実行日から3カ月を経過した日の翌日以降に「脳卒中」、「急性心筋梗塞」を発病、または「5つの重度慢性疾患」を要因として就業不能状態となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合に、一定期間、毎月のローン約定返済相当額が就業不能信用費用保険金として百十四銀行に支払われ、返済に充当されます。

※保険金・診断給付金のお支払いには、制限条件がございます。制限条件の内容や「所定の支払事由」、「就業不能状態」など、保障内容の詳細については、P8の〈保障概要〉または、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」・「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

※診断給付金お支払い後に「ガン」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」が完治した場合、また債務繰上返済支援保険金お支払い後に「5つの重度慢性疾患」が完治した場合でも、診断給付金や債務繰上返済支援保険金の返済は必要ありません。

ご注意ください

- ご融資をさせていただく日から3カ月間(「ガン保障」の場合は90日間)は、保障の対象となりません。保障開始日はご融資日から3カ月(「ガン保障」の場合は90日間)を経過した日の翌日となります。
- お申込金額は最高6,000万円までとなり、また5,000万円を超えときは、保険会社所定の診断書の提出が必要になります。
- 住宅ローンご利用以前にガンに罹患したことのある方は、ご加入いただけません。
- 告知の内容により、保険会社が加入をお断りする場合があります。
- 虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、診断給付金・保険金が支払われない場合があります。
- 3大疾病+5疾患保障付住宅ローンでご利用いただく保険は、ガン保障についてはカーディフ生命保険株式会社、脳卒中・急性心筋梗塞保障および5つの重度慢性疾患保障についてはカーディフ損害保険株式会社の引き受けとなりますので、保険内容の詳細やご不明点については、「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。
- 診断給付金、保険金のお支払いには本パンフレット記載内容の他にも条件がございます。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」・「注意喚起情報(特に重要なお知らせ)」で詳細を必ずご確認ください。
- 住宅ローンのお借入期間中は、当行の他の住宅ローン商品や他の団体信用生命保険への変更はできません。

疾病保障付住宅ローンに関するQ&A



- Q1** 疾病が完治したら、住宅ローン債務残高は保険金・診断給付金による返済前に戻ってしまいますか？
- A1** いいえ、一度診断給付金（または債務繰上返済支援保険金）をお支払いした後にガン等の疾病が完治した場合でも、完済された住宅ローン債務残高が返済前に戻ってしまうことはありません。また、診断給付金（または債務繰上返済支援保険金）を返済していただく必要はありません。
- Q2** 「脳卒中・急性心筋梗塞」の場合における「所定の状態」とはどのような状態ですか？また、「5つの重度慢性疾患」の場合における「就業不能状態」とはどのような状態ですか？
- A2** “所定の状態”とは、以下のような状態をいいます。
- 脳卒中…言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した状態
 - 急性心筋梗塞…労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の就業はできるが、それ以上の活動は制限を必要とする状態）が継続した状態
- “就業不能状態”とは、以下のような状態をいいます。
- 入院や自宅療養など被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態のことです。
- Q3** 住宅ローンが実行された後に、疾病・疾患保障だけを追加できますか？反対に、疾病・疾患保障だけを解除することはできますか？
- A3** 疾病・疾患保障は住宅ローンの実行時のみご選択いただけるものです。後から疾病・疾患保障だけ追加したり、解除したりすることはできません。
- Q4** 3大疾病を発病したり、5つの重度慢性疾患で就業不能状態となった時には、その時点で必ず住宅ローン残高がゼロ円になりますか？
- A4** いいえ、住宅ローン残高相当額の診断給付金（または債務繰上返済支援保険金）が支払いされるためには、保障の対象となる疾病を発病し、保障開始日以降に“所定の状態”や就業不能状態が一定期間以上継続したことを医師により診断される等、所定の支払事由に該当することが必要です。

住宅ローンについて

【商品概要】《ご利用いただける方》①お申込み時の年齢が満20歳以上満71歳未満で完済時満80歳未満の方（ただし、満80歳の誕生月の前月末迄とします。）②勤続（営業）年数が3年以上の方（3年未満の方もご相談いただけます。）③安定した収入のある方 ④保証会社の保証が受けられる方 ⑤団体信用生命保険に加入できる方 ※個人事業主の方や会社役員の方については、スピード審査の対象とならず審査に一週間程度必要となる場合があります。《お使いみち》①ご本人さままたはご本人さまと生計・居住を共にするご家族の方が居住される目的で、土地、建物（マンション・中古住宅を含む）を取得される資金およびそれに伴う諸費用 ②他行、他社で現在ご利用中の住宅借入資金のお借換え資金（但し、当行でご利用中の住宅ローンをお借換えすることはできません。） ③ご自宅のリフォーム全般に関する資金（ご自宅の増改築のほか、修理、改装、バス、トイレの改良、システムキッチン等の購入を含む住まいのリフォーム費用等）《ご融資限度額》50万円以上1億円以内（10万円単位）までで住宅取得資金および住宅取得に関わる諸費用の範囲内 《ご融資期間》35年以内 《ご返済方法》毎月元利均等分割返済（ご融資金額の50%以内を限度として、ボーナス時増額返済併用も可）《保証人》保証会社の保証がつきますので、原則不要です。※保証会社が必要と認めた場合は、保証会社に対する連帯保証人が必要となります。※担保を提供される方は、保証会社に対する連帯保証人となっていただきます。《保証料率》年0.20～年0.40% 保証期間や取扱い条件に応じた所定の保証料をお支払いいただきます。借入金額・借入期間・年収に対する借入金額の倍率・保証料支払方法等により、支払保証料は異なります。（例）借入金額1,000万円・借入期間20年・元利均等返済方式、一括前払い型の場合は、168,290円～336,610円 ※住宅ローン借入金額が申込ご本人さまの前年年収の6倍を超過する場合、適用する保証料率が「所定の保証料率+年0.10%」となる場合があります。お含みおきください。《取扱手数料》一件につき一律55,000円（内消費税等5,000円）なお金利タイプセット型の場合11,000円（内消費税等1,000円）※が別途必要となります。※ご本人さまのみでの借入の場合 また、お申込み内容によって、別途融資手数料【最低手数料110,000円（消費税込）～最大でご融資金額×1.65%（消費税込）】が必要となる場合もありますのでお含みおきください。《担保》百十四総合保証（株）がご融資対象物件を含む土地・建物に第1順位の抵当権を設定します。《繰上返済手数料》固定金利の場合は、繰上返済金額に応じた手数料【5,500円～55,000円（内消費税等500円～5,000円）】、変動金利の場合は、当初借入後の経過期間に応じた手数料【0円～5,400円（内消費税等0円～400円）】が必要となります。※別途、保証会社にお支払いいただく手数料【11,000円～22,000円（内消費税等1,000円～2,000円）】が必要となります。《延滞損害金》14.0%（年利率）

2019年10月現在

ガン保障、3大疾病+5疾患保証付団体信用生命保険の保障概要

保障種類	ガン保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障	5つの重度慢性疾患保障
対象となる住宅ローン	114スピード住宅ローン、114リフォームローンワイド、114セカンドハウスローン		
ご利用いただける方	●新規に114銀行で住宅ローンをご契約の方(被保険者)で、お申込み時の年齢が満20歳以上満45歳以下(ガン保障のみの場合は満50歳以下)、完済時満80歳未満の方(ただし、満80歳の誕生日の前月末迄とします。)で団体信用生命保険にご加入できる方 ●百十四総合保証(株)の保証が受けられる方 ●適用保証料率が年0.20%、年0.30%の方 ※ガン(悪性新生物)に罹患(りかん)したことがある方はご加入いただけません。※お客さまからの告知内容により、保険会社にご加入をお断りする場合がございます。		
保険金額	①114スピード住宅ローン ②114セカンドハウスローンは100万円以上6,000万円以内まで ③114リフォームローンワイドは100万円以上5,000万円以内まで ※いずれも当行が定める条件の範囲内(10万円単位) ※お借入金額が5,000万円を超える場合は医師の診断書が必要となります。		
上乗せ利率	●ガン保障特約付住宅ローンの場合: 当行所定の住宅ローン金利*+年0.10% ●3大疾病+5疾患保障付住宅ローンの場合: 当行所定の住宅ローン金利*+年0.20% ※固定金利(3年、5年、10年の各固定期間に相当するいずれかの金利)と変動金利(年2回金利の見直しを行います)のどちらかをお選びいただけます。		
保険の正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は、団体信用生命保険の特約としてご加入いただきます	急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約 急性心筋梗塞診断給付金特約 脳卒中診断給付金特約付帯就業不能信用費用保険	重度慢性疾患のみ保障特約 債務繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険
保障内容	【診断給付金】 特約の保障開始日以降、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として保険会社より114銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ●ガンに罹患されたことがある方は、ご加入いただけません。 ■診断給付金が支払われない主な場合 ●ローン実行日から90日以内にガン(悪性新生物)に罹患(りかん)したと診断された場合 ●ローン実行日より前またはローン実行日から90日以内にガン(悪性新生物)に罹患(りかん)していたと後日診断された場合(責任開始日以降に診断確定した場合も含む) ●「上皮内ガン(上皮内新生物)*」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は診断給付金支払いの対象外です。 ※上皮内ガン(上皮内新生物)とは、腫瘍細胞の増殖が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまり、基底膜(大腸については粘膜筋板)を越える浸潤が認められない状態をいいます。 ●上皮…からだの体表面や諸臓器の内面などを覆う細胞層をいいます。 ●基底膜…上皮とその下の組織との境にある膜をいいます。 ●粘膜筋板…大腸の粘膜固有層と粘膜下層の間にある組織をいいます。 ※「上皮内ガン」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路・乳管等の非浸潤ガンを含みます。	【就業不能信用費用保険金】 保障開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業できない状態*となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長2カ月(保障期間を遡算して36カ月(支払限度期間))を限度として毎月のローン返済相当額が保険金として114銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。 ※就業できない(就業不能)状態:被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。 【診断給付金】 保障開始日以降に脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上所定の状態*が継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額が診断給付金として114銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※所定の状態:「労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合(急性心筋梗塞)」または「言語障害、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続した場合(脳卒中)」 ■診断給付金が支払われない主な場合 ●ローン実行日から3カ月以内に脳卒中・急性心筋梗塞を発病した場合 ●脳卒中中で初めて医師の診療を受けた日から60日以内に後遺症がなくなった場合 ●急性心筋梗塞で初めて医師の診療を受けた日から60日以内に労働制限がなくなった場合 ■就業不能信用費用保険金が支払われない主な場合 ●ローン実行日から3カ月以内に脳卒中・急性心筋梗塞により就業不能状態となった場合 ※保険金の支払限度期間は「急性心筋梗塞・脳卒中」に対する保障、「5つの重度慢性疾患」に対する保障それぞれ別々に通算します。	【就業不能信用費用保険金】 保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・肝硬変・慢性腎不全・慢性肺炎)により就業できない状態*となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来した場合、最長12カ月(保障期間を遡算して36カ月(支払限度期間))を限度として毎月のローン返済相当額が保険金として114銀行に支払われ、毎月の返済に充当されます。 【債務繰上返済支援保険金】 保障開始日以降に5つの重度慢性疾患により就業できない状態*となり、その日から12カ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として114銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※就業できない(就業不能)状態:被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態をいいます。 ■就業不能信用費用保険金が支払われない主な場合 ●5つの重度慢性疾患以外で就業不能状態となった場合 ●ローン実行日から3カ月以内に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから、ローン返済日前にその状態ではなくなった場合 ■債務繰上返済支援保険金が支払われない主な場合 ●5つの重度慢性疾患以外で就業不能状態となった場合 ●ローン実行日から3カ月以内に就業不能状態となった場合 ●就業不能状態となってから、12カ月以内に就業不能状態ではなくなった場合 ●ローン実行日前に発症により就業不能状態となった場合
保障期間	住宅ローン返済期間(ただし、ローン返済36回分相当額の保険金が支払われた場合は、支払われた保障のみが終了します。また、診断給付金、債務繰上返済支援保険金または死亡・高度障害保険金のいずれかが支払われた時点で、保険は消滅します。)		
保障開始日(責任開始日)	ローン実行日より91日目 ローン実行日より91日目を保障開始日として、その後保障が開始されます。 ※保障開始日より前に発生した支払事由については、医師による診断確定が責任開始日以降であっても、診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日より3カ月を経過した日の翌日 ローン実行日より3カ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 ※保障開始日前に発病した脳卒中・急性心筋梗塞については、診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日より3カ月を経過した日の翌日 ローン実行日より3カ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 ※ローン実行日前の発症により就業不能状態となった場合および保障開始日前に発生した就業不能状態については、保険金をお支払いしません。
てん補期間	該当なし	【保険金の場合】 1回の支払事由につき保険金をお支払する期間:最長2カ月 ※保障期間を通算して36カ月(支払限度期間)	【保険金の場合】 1回の支払事由につき保険金をお支払する期間:最長12カ月 ※保障期間を通算して36カ月(支払限度期間)
保障が終了する場合	●満80歳の誕生日の前月末に到達したとき ●保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき ●所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき		
保険料	百十四銀行がお支払いいたします。		
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	カーディフ損害保険株式会社	

引受条件緩和型団体信用生命保険の保障概要

対象となる住宅ローン	114スピード住宅ローン、114リフォームローンワイド ※一部対象にならない商品があります。
ご利用いただける方	●上記対象商品を新たにお借入れいただく方で、お借入時の年齢が満20歳以上満50歳以下まで、完済時年齢が満80歳未満の方(ただし、満80歳の誕生日の前月末迄とします。)で団体信用生命保険にご加入できる方 ●百十四総合保証(株)の保証が受けられる方 ●適用保証料率が年0.20%、年0.30%の方
保険金額	①114スピード住宅ローンの場合:50万円以上6,000万円以内(10万円単位)(住宅ローン借入限度額の範囲内) ②114リフォームローンワイドの場合:100万円以上5,000万円以内(10万円単位)(住宅ローン借入限度額の範囲内) 保険加入には、保険会社所定の「診断書」を提出していただきます。
上乗せ利率	当行所定の住宅ローン金利+年0.30%
保障内容	ローン返済期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、住宅ローン残高相当額の保険金が百十四銀行に支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。
保障期間	住宅ローン返済期間
保障開始日	ローン実行日
ご留意いただきたい事項	●保険加入にあたっては、原則、医師による健康診断と保険会社の事前査定が必要です。 ●団体信用生命保険の加入可否のご回答は告知書ご提出後10日程度必要です。(場合によっては更にかかる場合があります。) ●過去の病歴や現在の健康状態により、保険会社にご加入をお断りし、住宅ローンがご利用出来ない場合があります。 ●住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。 ●「ガン保障特約」または「3大疾病+5疾患保障」との併用はできません。 ※金利情勢の変化及び当行の事情等により、金利の上乗せ幅を見直す場合がございます。
保障が終了する場合	●満80歳の誕生日の前月末に到達したとき ●保障対象となるご契約者でなくなったとき
保険料	百十四銀行がお支払いいたします。
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社

失業信用費用保険の保障概要

対象となる住宅ローン	114スピード住宅ローン、114リフォームローンワイド、114セカンドハウスローン
ご利用いただける方	●新規に百十四銀行で住宅ローンをご契約の方(被保険者)で、お申込み時(加入時)の年齢が満20歳以上満50歳以下(※)、完済時満80歳未満の方(ただし、満80歳の誕生日の前月末迄とします。)で団体信用生命保険にご加入できる方 ※ご利用プランにより異なります。 ●ご契約の際に、就業期間が限定されていない職業に正常に就業されている方 ●百十四総合保証(株)の保証が受けられる方 ●適用保証料率が年0.20%、0.30%の方
保険金額	①114スピード住宅ローン ②114セカンドハウスローンは100万円以上6,000万円以内まで ③114リフォームローンワイドは100万円以上5,000万円以内まで ※いずれも当行が定める条件の範囲内(10万円単位) ※お借入金額が5,000万円を超える場合は医師の診断書が必要となります。
上乗せ利率	無し
保障内容	保障開始日以降に、勤務先の倒産、会社事由の解雇・希望退職の募集、退職勧奨などの非自発的事由により失業状態(非自発的失業状態)におちいり、再就職できない状態が継続した場合、失業発生日より1カ月の免責期間経過後に、最長6カ月(保障期間を通算して最大36カ月)を限度として毎月の住宅ローン返済額に充当するための保険金が支払われます。 ※自営業者等の方は、本人の責めに帰すべき事由に依らない、やむを得ない事情により廃業する場合等に保険金が支払われます。
保障期間	住宅ローン返済期間
保障開始日	ローン実行日より3カ月を経過した日の翌日/ローン実行日より3カ月間を待機期間とし、その翌日から保障が開始されます。 ※保障開始日前に発生した失業は、保険金をお支払いしません。
てん補期間	1回の支払事由(非自発的失業の発生)につき保険金をお支払いする期間:最長6カ月
支払限度期間	保障期間を通算して最大36カ月
保障が終了する場合	●満80歳の誕生日の前月末に到達したとき ●保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき ●所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき
保険料	百十四銀行がお支払いいたします。
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社

重要事項のご説明について

保険金のお支払いには制限条件がございます。ご加入にあたってのより詳しい保険の内容の説明については、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」及び「注意喚起情報(特に重要なお知らせ)」を必ずお読みいただき、保障内容の詳細をご確認ください。ご不明な点については「被保険者のしおり」に記載の各お問い合わせ先へご連絡ください。※ここでの保険に関する説明は、百十四銀行が保険契約者としての立場から、ローン契約者の皆さまの便宜のため、自発的に行っております。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

最新の情報は

114 住宅ローン

検索

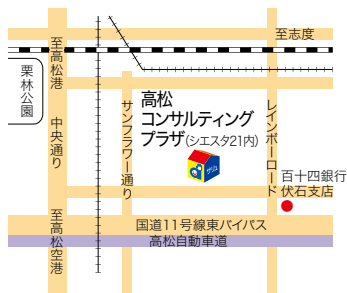


114コンサルティングプラザのご案内

コンサルティングプラザでは〈土・日・祝日〉もご相談・お手続きをお受けしています。どうぞお気軽にお問い合わせください。

高松コンサルティングプラザ

高松市伏石町2122番地1(シエスタ21内)
TEL 087-869-2114
FAX 087-869-2215
営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



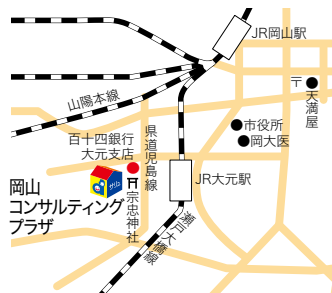
中讃コンサルティングプラザ

丸亀市田村町1745番地1
TEL 0877-21-3114
FAX 0877-21-3116
営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



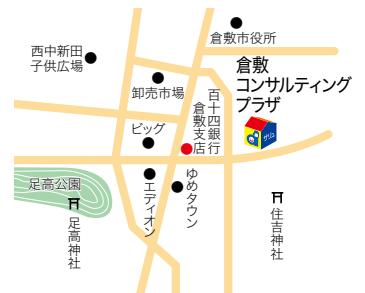
岡山コンサルティングプラザ

岡山市北区上中野1丁目19-51スタック1ビル1F
TEL 086-245-1481
FAX 086-245-1483
営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



倉敷コンサルティングプラザ

倉敷市新田2534-1
TEL 086-424-2114
FAX 086-424-2141
営業時間/平日・休日(土・日・祝日)10:00~18:00
(水曜定休日)



【当行が契約している指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会／連絡先: 全国銀行協会相談室 TEL: 0570-017109または03-5252-3772

◎ローンのお申込みに際しては、当行及び当行指定の保証会社の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りすることがございます。ご了承ください。

◎商品や金利・ローン返済額の試算等についての詳細は、各コンサルティングプラザまたは各営業店窓口までお気軽にお問い合わせください。またお客さまのご要望に応じて「説明書」をお渡しいたします。

114 BANK

<https://www.114bank.co.jp/>